

## 法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
総務部 教育委員会	令和8年度給与制度の整備 について	<p>▶<b>内容</b> 特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」等に基づき、給与制度の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>給料表等の見直し</u></li> <li>2. <u>差額支給の終了</u></li> <li>3. <u>管理職員特別勤務手当の区分改定</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">※中央区立幼稚園教育職員については3のみ実施</p> <p>▶<b>改正を要する条例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央区職員の給与に関する条例（昭和27年2月中央区条例第2号）</li> <li>・ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月中央区条例第23号）</li> </ul> <p>▶<b>適用年月日</b> 令和8年4月1日</p>	<p><b>委員会報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画総務</li> <li>・ 区民文教</li> </ul>
子ども施策推進室	特定乳児等通園支援事業の 運営に関する基準等の設定 について	<p>▶<b>内容</b> 令和6年度の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正により、「乳児等のための支援給付」が新たに規定され、令和8年度から施行されることとなった。これに伴い、「乳児等のための支援給付」の対象となる特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を設定する。</p> <p>▶<b>新たに制定する条例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央区特定乳児等通園支援事業の運営の基準等に関する条例（仮称）</li> </ul> <p>▶<b>施行予定日</b> 令和8年4月1日</p>	<p><b>委員会報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉保健</li> <li>・ 子ども子育て・高齢者対策</li> </ul>

【プレス発表】 なし

【議会対応】 議会対応欄のとおり